大さん通信

発行：JR東海労新幹線関西地本
編集：年休裁判プロジェクト
２０２１年１０月１８日　No.１５

要員不足は明らかだ！

　裁判で会社に提出させた２０１５・１６年度、大阪第二運輸所においての全乗務員の勤務実績から２０１５年度は提出されなかった４月、１１月分を除く**１０カ月分のうち6カ月において乗務員配置数が基準人員を下回**っていました。２０１６年度は提出された**１１カ月分のうち８カ月が下回**っていました。

　基準人員算出においては毎年度実績として上がっている各種休暇（冠婚葬祭、傷病、育休、妊産・分娩その他）等、**２０１５年度は一月平均５０．７日、２０１６年度は５４．３日**となっているにも拘わらず基準人員算出から除外し少なく見積もっています。

実際の乗務員配置数は少なく見積もった基準人員を多くの月で下回っていました。

明らかに恒常的な要員不足であったことが会社提出の実績から明らかとなりました。

　会社準備書面では基準人員はあくまでも目安にすぎない。各運輸所には年間休日１２０日と年休２０日取得できる要員を適正に配置していると繰り返し述べていますが過去から全運輸職場で多くの乗務員が年休を失効し、要員不足は全乗務員の共通認識となっているのが実態です。

　今後も、この裁判をとおして全職場での適正要員を確保し、決して年休を失効させず、年休取得し易くすること。また、就業規則第５５条を完全履行させ、前月 25 日までに申請した年休を確定させること等、乗務労働という特殊な勤務形態において人間らしい生活ができる働きやすい職場環境創りを目指して奮闘していきます。

将来を見据え働き易い職場環境創りに向け、共に奮闘しよう！